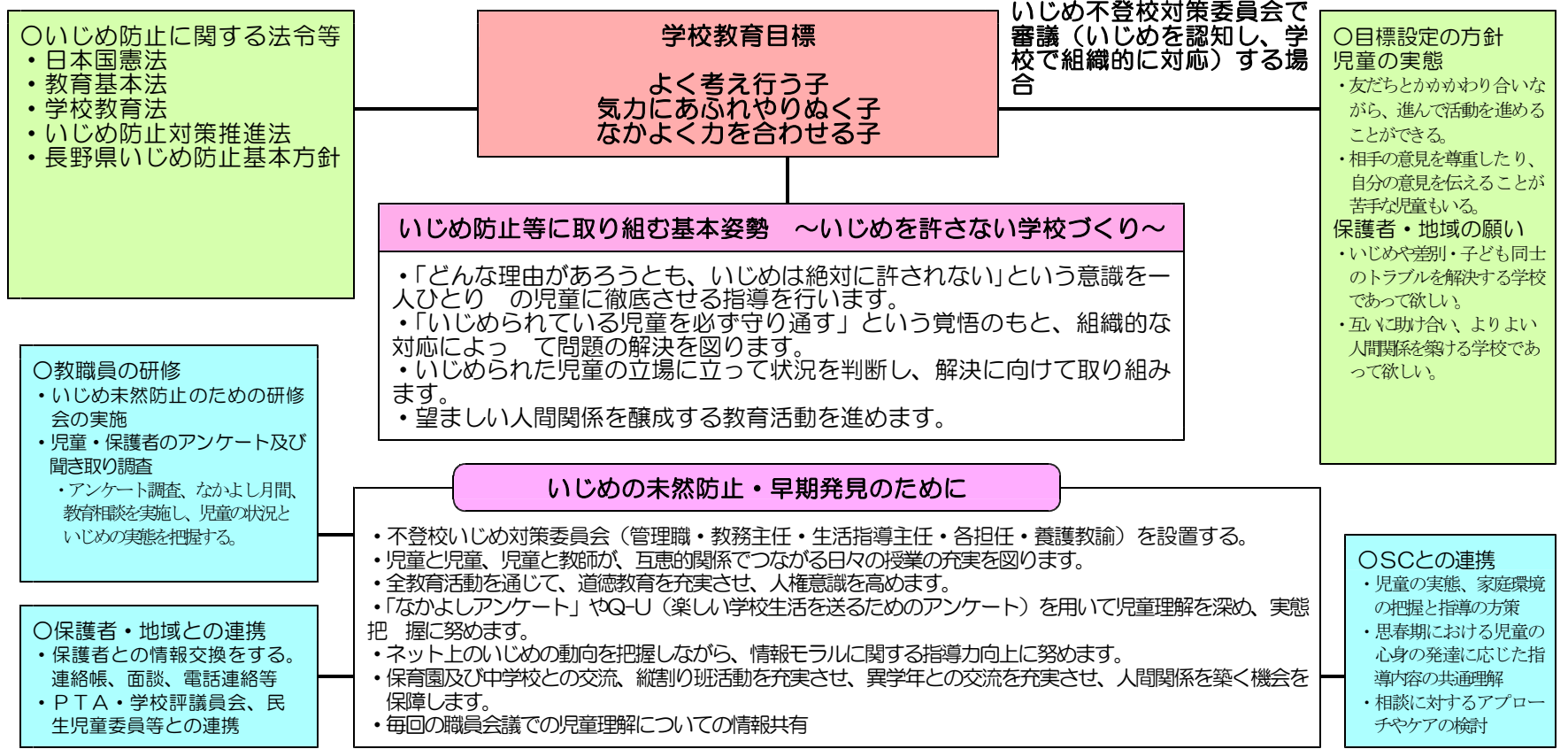


山ノ内町立東小学校「いじめ防止対策基本方針」



いじめ対応			重大事案への対応
いじめ不登校対策委員会で審議（いじめを認知し、学校で組織的に対応）する場合			○「重大事案」と判断した場合 ↓ ①教育委員会に報告し、教委が設置する組織と連携 ②被害児童への緊急避難措置の検討・実施 ③加害児童への対応を検討 ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催
① 実態把握の観点 ・当事者双方・関係児童・周囲の児童からの聞き取り調査し記録する。 ・関係教職員・SSWと情報を共有し、事実を正確に把握する。 ・表面的な事象のみにとらわれず、原因の根幹を探り出す。	② 指導・支援の基本姿勢 ・いじめ不登校対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・各担任・養護教諭SC）を設置する。 ・全教職員の共通理解及び意識の向上を図る。 ・対応する教職員の役割分担を考える。 ・教育委員会、関係機関との連携を図る。 ・いじめられた児童を保護する（登下校時、休み時間、放課後等）。	③ 被害児童への支援 ・温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束し、心の安定を図る。 ・いじめられている内容や辛い思いなどを親身になって聴くことで、安心感を持たせる。 ・活動を認め、励ますことで自信を持たせる。 ④ 加害児童への指導 ・毅然とした態度で、いじめを即刻止めさせる。 ・いじめが相手をどれほど傷つけ、苦しめているかに気付かせる。 ・いじめてしまう気持ちを聴き、原因を一緒に探り、教師との信頼関係を築く。 ⑤ 保護者への対応 ・誠意をもっての説明と協力体制づくり。	

いじめ不登校対策委員会で審議（教育委員会や関係機関と連携して対応）する場合

○関係諸機関との連携 連携機関→（教育委員会、教育相談所、民生児童委員、児童相談所、警察署等）

年間指導計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	〈各学年、教科全般に渡って、いじめを未然に防ぐための取り組みを年間通して実施する〉 なかよし旬間（人権教育）											
生活指導	集団登校児童会による朝のあいさつ運動			Q-U教育相談			Q-U教育相談			Q-U教育相談		
学校行事	入学式		遠足 修学旅行（6年）高原学習（5年）			運動会		音楽会		始業式 スキー教室 卒業式 体験入学		
特別活動	学活（新生活のルール） 1年生を迎える会		学活（当番・係）（話し合い活動）等 ～児童会による取り組み（集会活動等）～									
道徳	信頼・友情		思いやり			個性伸長			生命尊重			
家庭・地域	PTA総会 家庭訪問		ふれあい広場		保護者懇談会（希望者）		人権同和教育研修会			保護者懇談会		連学年参観日